

高知県中央児童相談所所長 様

高知県中央児童相談所の第三者評価  
**報告書**

(令和 7 年度 1 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

**J-Oschis**  
日本児童相談業務評価機関

# 一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

## 児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で高知県中央児童相談所第三者評価を実施した。

### ●評価の方法

2020年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2025年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

#### 1 各所アンケート

##### ・ 自己評価アンケート

57項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

##### ・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

##### ・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

#### 2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

### 3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

### 4 報告書の提出

#### ●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

# — 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法.....	1
目次.....	3
<b>総評</b>	
総評.....	6
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求.....	9
第Ⅱ部 児童相談所の組織.....	11
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理.....	14
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援.....	17
第Ⅴ部 社会的養育の推進.....	20
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援.....	21
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....	22



# 総評

(2025年8月25日(月)～26日(火) 実地調査実施分)

## 総評

### 【優れた点】

・2022(令和4)年度に実施された第三者評価の後、子どもの権利を中心に据え、子どもの意見、さらに保護者の意見を意識し、リスクと強みの双方に着目し対応するという問題意識を組織として共有・強化し、ケースへの対応がなされている状況が確認できました。業務のICT化を進める環境も相当程度前進しています。

・6部12担当制が定着し、職員が落ち着いて仕事に向き合える土台となっていました。図式化された業務フローが部ごとにあり、経験の浅い職員でもわかりやすい仕組みが組織として構築され、職員の安心感と業務の質の維持に貢献しています。業務フローの整備状況は、他の自治体のモデルとなる取組です。業務フローの整備と会議体運用が機能し、ミスの最小化に向けたシステム構築、外部講師招聘を含む継続的研鑽など、組織的な基盤強化が進んでいます。

・機能強化のための協力員や外部アドバイザーの活用、専門的研修（サインズ・オブ・セーフティ、トラウマインフォームドケア）等、専門性向上を目指した研修が実施されています。

・一連の改善について、組織作りや研修の実施、書式の改訂など、ケースに取り組む上での基本軸を大切にしながら進められたものと思われます。今後も、この姿勢を維持し、さらなる改善に取り組まれることを希望します。

### 【改善を期待する点】

・ケースの見通しや予後評価、達成感の醸成が難しいといった弊害をカバーするため、分業制の利点を保ちつつ、横断ケースレビュー（予後・成果指標の共有など）、ケースの全体見通しを業務に取り入れることが、ケースへの対応力の向上と、職員のやりがいや資質、自信の向上につながると考えます。

・全体的になお人員の不足感が否めず、職員の負担感もあります。その対策のひとつとして、バックオフィスの人員を増やすことが必要と考えます。徴収額決定や資料整理等あらゆる総務業務について、総務担当職員等の増員と行政DX活用などにより、積極的な業務体制の改善が、ソーシャルワークの向上につながると考えます。

・平日の電話受付体制について、総務担当職員を増員するなどして電話担当者を置くこと、夜間休日当番の負担平準化をさらに図ること、夜間休日当番となった職員への手当等を整備することなど、児童福祉司や児童心理司を支える体制をさらに強化する余地があると考えます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの職員は積極的に業務に取り組む姿勢を持っていますが、業務が多となっている部分があること、理想像とリソースのギャップから自己評価が下がりやすい傾向も否めません。体制の整備は県や児童相談所の責務ですが、職員としては、「到達目標の明確化」「ケースレビュー（振り返り）の定例化」などにより、現実的判断への自信を深めてほしいと考えます。</li> <li>・現在の分業体制は基本的に合理性を有するものの、ソーシャルワークのプロセス全体を見通しにくい特徴を持っていることを意識して、事例情報の共有や研鑽に努めていただきたいと思います。</li> <li>・協力員や外部の専門家とこれまで以上に積極的に相談する等により、支援を進めていく上での安心感にも繋げることを願います。</li> </ul>
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の第三者評価をふまえた取組の改善が進んでいますが、一人当たりの持ち件数が相対的に多く、採用・育成計画の強化が必要であり、人員増加で解決することも多いと思われます。また、若い職員の未来へのロールモデルのためにも管理職負担の軽減（決裁権限の分散・代行権の設定等）も検討課題となると考えます。</li> <li>・分業化に伴う弊害をどのようにカバーするか、部を超えて事例を共有し、考察する仕組みを強化する等の対応について検討を望みます。</li> <li>・業務フローに取り込めないような、個別の機関の情報などが、経験の浅い職員にも共有される工夫があるとよいと考えます。</li> <li>・市町村との連携を強化するため、市町村との役割分担や連携プロトコルの明文化、共同研修・ケース会議の標準化を推進するとともに、円滑なコミュニケーションを同時に図ることをご検討ください。</li> </ul>

<p>設置自治体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉司、児童心理司の人員の拡充をするほか、各種の総務事務を負担するバックスタッフの充実を検討していただきたいと思います。平日の電話受付、各種資料の整理や関係者への配付を含め、バックスタッフを拡充することにより、児童福祉司や児童心理司を支えることにつながると考えます。</li> <li>・ とりわけ、児童福祉施設等の徴収額決定事務を児童相談所と切り離れた部署で行うことを検討していただきたいと考えます。</li> <li>・ 里親ないしファミリーホームの増加を含め、個別具体的な戦略をもって、子どもや家族を支援する選択肢を増やしていくことについて、引き続き検討してください。</li> <li>・ 子どもの権利擁護に関し、アドボカシー事業の充実に引き続き取り組んでいただきたいと思います。</li> <li>・ 本庁の充実した職員数がマクロ的に子どもの権利保障に直結することから、本庁の児童福祉領域の職員数を充実させ、児相とも一体となって児童福祉司・児童心理司をバックアップする体制を強化されることを期待します。</li> </ul>
<p>国</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉施設等の徴収額決定事務を児童相談所が担っている自治体が少ないため、負担金などの業務を行う総務担当職員の加配を支援するなど、同一自治体の他部署が担うような指導が必要と考えます。</li> <li>・ 児童相談所における事務仕事の業務量を算定し、児童福祉司・児童心理司・一時保護施設職員の配置基準のほかに、事務担当の配置基準も示すべきと考えます。</li> <li>・ 専門的対応が必要な子どもが適切な施設養育を使えるよう、児童養護施設や心理治療施設の充実強化を望みます。</li> <li>・ 人口減少の自治体で里親候補者を確保することが非常に困難な現状で、里親確保やレスパイト整備の制度的後押しなど、どのように社会的養育推進計画の実現可能性を高めるのか、エビデンスに基づいた自治体への助言が必要と考えます。</li> <li>・ 地域偏在する医療資源へのアクセス改善についての検討が必要と考えます。</li> </ul>

## 第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### 【優れた点】

##### ○ 子どもの意見の尊重

- ・援助方針会議シートに子どもの意見欄を設け、「乳児の意向」も言語化しています。会議でも子どもの意見を意識した議論がなされていました。
- ・子どもへの権利説明、意見聴取、そしてその記録化が実施されているほか、子どもの権利に関する研修の実施等、子どもの権利主体性を意識することが現場に根付いています。

##### ○ 子どもの人生全体を見通した支援

- ・聞き取り事例においても、子どもに寄り添い、子どもの将来を意識して丁寧に対応している様子が確認できました。

##### ○ 一時保護中の子どもの教育を受ける権利の保障

- ・タクシーを利用して、一時保護中の子どもに対する登校支援が実施されています。

#### 【改善を期待する点】

##### ○ 子どもの意見表明、最善の利益の確保の充実

- ・子どもの意見についてはその背景にも踏み込んで、真意を探ろうとする対応を強化していただきたいと思います。乳児の意見については、乳児の状況を記載することに加え、発達や愛着形成といった観点からの検討も加え、その取り組みを深めてほしいと考えます。
- ・子どもの最善の利益を確保するためには、子どもの意見を聞き、これを尊重するほか、子どもの人生全体を考えたうえで、子どもへの対応を検討することが必要になります。現在は初期対応、地域支援、養育支援に分けて対応していますが、一人の子どもへの対応を定期的に長期的な視野で検討し、各部でその情報を共有することで、子どもの権利の確保にもつながり、また、職員のやりがいにもつながると考えます。
- ・アセスメントに関する自己評価が低くなっていますが、現実的なリソースを前提としつつも、子どもの「最善」の利益にかなっているのかを定期的に検討する枠組みを導入し、児童相談所としての判断（理念）の一貫性と職員の自信を支えていただきたいと思います。
- ・意見聴取等措置への対応をさらに確実なものにするには、対応プロセスの局面ごとに意向確認の手続きを明確にする手法について検討することが考えられます。例えば、一時保護の開始、解除、措置の開始、変更、解除といった局面毎に、説明や意見聴取を行うための効果的・効率的なツールとして一定のマニュアルやチェックリストの作成をする、といった取組が考えられます。

・個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組みの一つとして、令和6年度から児童福祉審議会こども支援専門委員会において「社会的養護に係る子どもからの申立てに対する意見」に対応することとされていますが、この申立てが実効的に活用されるよう子どもへの意見聴取等の際の説明資料の整備に取り組むことが期待されます。

○ 子どもの権利ノートのさらなる活用

・子どもアンケートでは、権利ノートを持っていないと回答した子どもが約2割になっています。施設等を訪問した際に権利ノートを利用しながら施設等での生活を振り返る等、権利ノートの活用をさらに意識した対応が望まれます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	A
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

## 第Ⅱ部 児童相談所の組織

－児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### 【優れた点】

- 児童相談所機能を発揮するための組織・体制
  - ・組織構成を継続的に見直して現在の6部12担当制に至っており、5年目となる現体制は、合理的に機能していると考えられます。各職員は組織内の自分の役割が明確な状況で働けるものと思われれます。
  - ・全体として、高い水準の仕事が行われていると見受けられます。その多くが、一人一人の職員の献身的な努力によって達成されています。
- 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制
  - ・チーフ等の助言の下、子どもの健康や安全に対するリスクと、家族が持つ強みの双方を意識してケース対応がなされています。
- 業務の質の向上・効率化、職員の専門性確保
  - ・前回の第三者評価時と比べ、PC使用環境が各段に向上しました。また援助方針会議を研修に位置付けているほか、各種の研修を系統的に企画し、弁護士や外部有識者に個別ケースの助言を求めするなど、有効な取組が行われています。研修がより実践的なものとなり、ケースワークの向上に直結すると、職員の意識を高めることとなります。
  - ・機能強化アドバイザーの導入、専門的研修（サインズ・オブ・セーフティ、トラウマインフォームドケア）等、専門性向上を目指した研修が実施されています。
- 情報の取り扱いと必要な記録の適切な作成・管理
  - ・概ね適切と思われる。会議資料に、「通告意図」「本ケースの強み」「リスクとして考えられること」の欄があるのは望ましいものと思われる。

#### 【改善を期待する点】

- 児童相談所機能を発揮するための組織・体制
  - ・相談受付総数が漸減傾向に見えるものの、業務内容の困難さ、対人援助による疲労の大きさを鑑みれば、児童福祉司は引き続き増員が期待されます。
  - ・児童福祉司・児童心理司と協働する事務職や会計年度任用職員の充実も期待されます。費用徴収業務を担当児童福祉司に負わせていることは、利用者との関係悪化、逆にそれを回避するための未

徴収につながる可能性があります。また、通知書(特に一時保護決定通知書)の速やかな発行と手交・送達は、適正手続の観点から遅滞が許されないため、多忙な担当児童福祉司に任せず、他の職員が作成・手配することが合理的です。こうした「バックオフィス業務」の強化と充実をご検討いただきたいと思います。

・役職者の負担も大きいと見受けられました。管理職希望者の減少は業種を問わず全国的な傾向ですが、若手職員のキャリアアップのためにも、管理職の業務の洗い出し、県庁内の他の管理職との負担の平準化などを検討していただきたいと思います。

#### ○ 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制

・分業制の利点を保ちつつ、役割明確化、横断ケースレビュー（予後・成果指標の共有など）、ケースの全体見通しを業務に取り入れることが、ケースへの対応の向上と職員のやりがいや資質、自信の向上につながると考えます。

・人事異動に伴う担当職員の交代はやむを得ないものではありますが、子ども・保護者そして里親・施設職員等関係者には負担をかける側面があります。職員アンケートでも引継ぎに関わる懸念が複数挙げられておりました。担当者交代による引継ぎの不足や方針変更は、組織への信頼を損なうことに繋がるため、重要事項は子ども・保護者の前で引き継ぐ、ケースワークのゴールを共有するなど、ケースワークの継続性に万全の配慮をお願いします。

#### ○ 職場環境

・職員同士の関係でのストレスにご留意ください。児童相談所は、外部とのやり取りでかなりストレスを受ける職場です。これに加えて先輩や上司から配慮の足りない対応があると、疲労度は一気に高まります。現在、就業環境悪化というほどの問題はないと思われませんが、もう一段の気配りやフォローをお願いします。

・超勤が常態化する中、結果的に職員に無理をさせてしまう可能性があり、バックオフィスの強化を含めた職員の増員等について、本庁を含めた配慮を求めます。

・超勤と関連して、職場のPC持ち出し（持帰り）が可能な事由について、職員間で理解が統一されていない面が見受けられました。この点について、明確なルールが職員全体に示される必要があります。

#### ○ 業務の質の向上・効率化、職員の専門性確保

・児童心理司については、心理職として採用された職員が、児童福祉司に配置換えとなるのが、以前からよくあるようです。心理職としての専門性が断ち切られることになり、長期化すれば離職の誘因となるのが懸念されるため、配置換え前に希望調査などを丁寧に行う等の配慮が期待されます。

○ 情報の取り扱いと必要な記録の適切な作成・管理

- ・ 保存年限を過ぎて文書廃棄した情報が、電子データとしては残っている可能性がうかがえませんでした。児童相談所単独で判断できない問題と思われませんが、本庁を中心に確認し、仮に残っている場合の取扱いの慎重な協議が必要と思われま

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	A
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	B
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	A
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	A
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A

### 第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

#### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

##### 【優れた点】

##### ○ 組織的なケース・マネジメントについて

- ・初期対応部、地域支援部、養育支援部、心理支援部の業務フローや年間計画が標準化・図式化されており、組織的な判断の土台となっていることは高く評価できます。
- ・アセスメントに対する自己評価は低いものの、個別事例の聞き取りや、援助方針会議の傍聴では、不適切なアセスメントによる方針決定がなされている状況はうかがわれず、職員の対応力は一定の水準を維持できているものと考えます。
- ・援助方針会議では、経験年数の少ない職員の報告の中に調査の弱さを感じる部分がありましたが、チーフ等のベテラン職員からはそれを補う発言があり、しっかりした議論のもと、所として適切な方針を導き出すことができています。
- ・ソーシャルワークの一連のプロセス（情報収集～受理会議～安全確認・一時保護判断～アセスメント～援助方針決定・共有）が、ばらつきなく標準化されて適切に行われていることは評価できます。
- ・他自治体との情報提供・ケース移管への対応は慎重な調整が必要ですが、経験豊富なチーフが行うことで、適切な対応が可能となっています。

##### ○ 職員体制について

- ・初期対応部の設置で、迅速な対応が組織的に確保されています。
- ・市町村担当者が配置され、虐待対応における市町村との連携強化の役割が果たされています。
- ・児相 OB 等の協力員が積極的に活用され、経験値に基づく適切な対応が可能となっています。

##### ○ 他機関・他職種との連携について

- ・弁護士が週に2回来所し相談できるということは、初動対応する職員にとっての安心材料となり、効果的な活用方法と考えます。

##### ○ 専門性の維持向上について

- ・外部から機能強化アドバイザーを招聘し、職員との困難ケース検討のほか、施設職員の研修としても活用していること、専門的研修（サイエンス・オブ・セーフティ、トラウマインフォームドケア）等が実施されており、実践に反映されていることは高く評価できます。
- ・職員研修の内容等からは、ソーシャルワーク専門職としての力量アップの重要性を意識されているように感じられます。職員の自己評価は低くなっていますが、これからの成長が期待されます。

### 【改善を期待する点】

#### ○ 組織的なケース・マネジメントについて

・今回調査中の援助方針会議では、在宅ケースについての検討はありませんでしたが、在宅の困難ケースの管理については、積極的に会議での相談ケースを抽出するなどの仕組みを明確にすることを検討してもよいと考えます。

・高リスクケースや他自治体との情報提供・ケース移管への対応は取扱う数が多くないことから、国のルールに対する職員全体の理解が弱くなりがちになりますが、適時な研修により、正確な情報共有を行っておくことが望まれます。

・初期対応部職員は次々と求められる「初動」(安全確認・安全確保)に追われやすいため、初動のあとのケースワークへの移行が遅れないよう、常に意識することが望まれます。

#### ○ 職員体制について

・相談受付に特化した部署がなく、その時に対応できる職員が電話を受けるという形になっていますが、児相 OB 等協力員の活用により、インテーク業務を独立して行う体制とすることが望まれます。

・外部の医師とも積極的に連携できていますが、特に児童精神科医の活用については、さらに積極的に連携を強化することで、アセスメントの向上や経験の浅い職員を含めた職員全体の安心感の強化につながると考えられます。さらに児相を訪問する日を増やす等して、広く相談できる体制の強化をご検討ください。

・休日夜間での虐待通告等に備えるため当番体制を組まれていますが、特にチーフ以上の職位の負担が大きくなるため、当番に従事する際の処遇（待機手当等）を制度化して負担軽減に取り組まれることをご検討ください。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.18	アセスメントが適切に行われているか	A
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	A
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	A
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	A
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	A
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

## 第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－ 社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### 【優れた点】

##### ○ 援助指針の決定に関する判断・調整

・各地の児童相談所が虐待初期対応と在宅支援を優先せざるを得ない中で、良い水準の業務が遂行されているものと見受けられます。養育支援部にバランスよく人員配置されている効果であると思われました。

・援助方針決定は、ケースの強みとリスクを明示して判断されています。

・里親等委託率は30.4%で、全国平均を約5ポイント上回っています(令和5年度福祉行政報告例)。高知県社会的養育推進計画は令和11年度で54.3%を目標としていますので、引き続きの取組に期待します。

・登録里親数と委託里親数を比較すると、全国平均では5割を下回っている中、よく活用されていると思います。

##### ○ 施設入所・里親委託の開始時やその後の連携、子どもへの配慮

・児童福祉司ごとに担当する施設を分ける方法は、児童相談所と施設の組織同士の円滑な情報共有という面では各段に効果があるものと思います。これが施設入所児童にとっても優れた方法であるかどうかは、不断の検討が必要になります。子どもにとっては、受理時の担当児童福祉司から、施設入所後の担当児童福祉司に交代したあと、後任を「私の福祉司さん」と思えるかどうか大切です。

・子どもアンケートをみると、児童福祉司の名前を覚えている子どもは1/3程度ですが、話をよく聴いてくれるという回答率は高いので、一定の信頼を得ているようです。

#### 【改善を期待する点】

##### ○ 援助指針の決定に関する判断・調整

・児童相談所の担当者が実親と里親の板挟みになる場面も少なくないと思います。この場合、子どもが敏感に状況を察知してつらい思いをすることになりかねません。実親側には、代替養育してくれる里親に配慮の気持ちを持てるように面接で働きかけることが必要ですし、里親側は実親の困難な人生に配慮の気持ちを持てるように研修等で促すことが必要です。なかなか難しいところですが、実親と里親が尊重し合う気持ちを持つことは、子どもの安心にとって重要ですので、養育支援部だけでなく児童相談所としての支援をお願いします。

○ 施設入所・里親委託の開始時やその後の連携、子どもへの配慮

・施設・里親側に更なる情報提供や連携を求めるアンケート結果が複数ありました。そのような回答がある理由を考察していただき、早めの資料提供と内容の十分な共有が求められます。施設や里親宅にいる子どもたちの暮らしに直結しますので、養育支援部が担当になる時点での引継ぎの充実にも期待します。

・子どもアンケートをみると、入所理由の説明を受けたという回答はけっして高くないと思われます。入所時に説明しているはずですが、その後も子どもと対話を重ね、家族状況の共有も含めて、子どもの納得と理解を促していただきたいと思います。権利ノートの内容を定期的を確認する等工夫の余地があるのではないのでしょうか。

○ 自立支援計画

・施設主体で作成するとしても、特に子どもと実親の意向確認の部分で児童相談所の関与を増やすことが、措置権者としての責任の表し方としても大切ではないかと思われました。

・計画作成後は、対話の中で子ども自身に理解を深めてもらうことが有意義ですが、そのためにも、子どもが「自分の計画」と思えるような作成方法の検討をお願いします。

○ 一時帰宅

・保護者宅などの一時帰宅先が県外にあるときに、管轄児童相談所に家庭訪問調査を依頼することは行われていますが、実際に一時帰宅が行われる時期を当該児童相談所へ事前連絡することは十分に行われていないようです。この点について、改善をご検討ください。

○ 高卒後の支援

・措置延長又は児童自立生活援助事業での支援が合理的に行われていると思います。要保護児童・要支援児童であったにもかかわらず、児童相談所・社会的養護の支援につながれなかった若者たちへの支援は、全国的にも課題です。高知県内に自立援助ホームが少ない状況で、若者支援にはご苦労が多いものとお察ししますので、社会的養護に限らない地域資源の活用を期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	A

No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	<b>B</b>
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	<b>A</b>
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	<b>A</b>
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	<b>A</b>
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	<b>A</b>
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	<b>A</b>
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	<b>A</b>
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	<b>A</b>
No.43	18歳以上について、支援を行っているか	<b>A</b>

## 第V部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p><b>【優れた点】</b></p> <p>○ 里親支援センターとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年4月からの里親支援センター稼働を契機に、児相・センター間で役割を意識した協働が始まっており、今後の基盤として、連携が着実にスタートすることを期待します。</li> </ul> <p>○ 里親への支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親委託率の上昇や親族里親登録の増加、さらに養育支援部に里子担当を配置する体制づくりなど、成果の可視化とそれによる取組が進展しています。さらに、養子縁組についてはマッチングやそのフォローをはじめ、丁寧な取組みが見られます。</li> </ul> <p>○ 個別支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の希望を丁寧に汲み取り、養親が実親から着実に養育を引き継いでいることが幼少の子どもにも理解できるような工夫がなされ、家族の記憶継承を支える取組が行われていました。これは、ヒアリングを通じて明らかになった一事例に基づくものですが、国が推進する養子縁組・里親支援としての素晴らしい実践であると考えます。そして里親家庭への支援にあたっては、関係機関との連携のもと、個別の背景や思いを丁寧に聴き取り、子どもと保護者双方に寄り添う丁寧な支援姿勢が確認されました。こうした実務は、全国的にも学術的にも意義が高く、他機関の参考となる優れた事例と評価できます。</li> </ul> <p><b>【改善を期待する点】</b></p> <p>○ 里親支援体制の総合的な強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録里親数の確保やレスパイト支援の広域連携、統合的な研修体系の構築は課題である一方、これらを計画的に取り組むことで、貴自治体は地域の課題解決を先導できる可能性を秘めています。</li> </ul>	

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	S
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A

## 第VI部 家族とのかかわり・家族への支援

- 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p><b>【優れた点】</b></p> <p>○ アセスメント・支援における基本的な視点の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のトレーニングを充実させ、保護者や子どものストレングスを重視する姿勢が定着しており、今後の家族支援の質をさらに高める基盤となっています。</li> <li>・措置決定時に保護者の意向を会議資料に明示するなど、説明・意見聴取・同意形成を大切にしています。意思形成を尊重する仕組みは、子どもの最善の利益を守るうえで重要な実践です。</li> </ul> <p>○ チームによる検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子関係再構築支援をチームで検討し、措置後の支援計画や在宅指導にもつなげようとする取り組みについて、今後の一層の充実に期待がもてます。</li> </ul> <p>○ 在宅支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用契約児童や在宅支援児童への対応については、わかりやすい資料整備や研修を通じて関係者の理解を深めており、制度理解の促進による安定した運用をしていると考えられます。</li> </ul> <p><b>【改善を期待する点】</b></p> <p>○ アセスメント・支援の質のさらなる向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の生育歴の聞き取りの重要性を職員間で共有し、支援の理由を家族に分かりやすく工夫して繰り返し伝えることで、家族の理解を深めることができます。こうした援助技法などによって、納得感のある支援が実現できると考えられます。</li> <li>・子どもの課題が複雑化しており、心理的支援技法の強化や医療との連携を進める姿勢は重要です。医療資源の不足を補う広域ネットワークを標準化できれば、家族支援の実効性は一層高まるでしょう。</li> </ul>	

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A

## 第Ⅳ部 市区町村や関係機関との連携

- 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### 【優れた点】

##### ○ 市町村との連携について

- ・市町村担当児童福祉司が配置されていることによって、市町村との調整、市町村職員の資質向上が効果的に行える体制が確保されています。
- ・要対協のケース検討会議に市町村担当者のほか、事情を把握している児童福祉司が参加することで、適切な情報共有と協働が期待できます。
- ・市町村ごとの力量への配慮、通常の相談業務での支援を意識されていることは、メゾレベルのソーシャルワークとしての意義があり、市町村支援として有効であると評価します。
- ・市町村向け研修を積極的に実施しており、担当職員研修・児相との合同研修・幹部職員向け研修、と対象や目的を明確にしていって充実しています。特に幹部職員向け研修への取組は、対象にあった効果が期待され、高く評価できます。

##### ○ その他の他機関・他職種との連携について

- ・警察職員 2 名を常勤職員として迎え入れており、警察との円滑な連携ができています。
- ・県警の機関である少年サポートセンターに児童福祉司と児童心理司が出向しており、特に非行事案での情報共有・協働がスムーズに行われています。
- ・非行対応においては、各学校の生徒指導担当教職員との連携が効果的に行われています。
- ・事業概要に、統計情報以外の児童相談所の機能や相談対応についての情報を掲載することで、関係機関が児童相談所業務を知る手掛かりとなっていることから、よい取組であると考えます。

#### 【改善を期待する点】

##### ○ 市町村との連携について

- ・こども家庭センター設置の促進によるさらなる市町村の力量強化に向け、本庁と協働して計画的に取り組まれることを期待します。
- ・市町村アンケートでは、児相現場の実態がわからないとの意見が散見されました。令和 6 年度には 2 週間の市町村職員児童相談所実務研修を実施していますが、さらに広く現場を知ってもらうためには、援助方針会議への傍聴を可能にしたり、市町村の負担が少ない短期間の現場研修を実施したりするなど、相互の共通理解を一步ずつ深める取組みを行うことも一方法と考えます。
- ・児童虐待における市町村への送致件数が比較的少ない状況にあります。比較的軽微で、かつ、市

町村での継続相談が見込まれるケースについては、積極的に市町村への送致を行うことをご検討ください。

○ その他の他機関との連携について

・ 児童福祉施設等のアンケートでは、一部に児相の役割や機能が十分に理解されていないと思われる意見がありました。他機関とのより個別性の高い協働を可能にするため、機関ごとの対応方法の課題整理や、職員が他機関の特徴や連携の手がかりを理解しやすくするための所内の情報共有等の工夫を行うことをご検討ください。

・ 児童相談所の後ろ盾としての児童福祉審議会の機能を活用し、いわゆる困難ケースについての審議を求めるなど、積極的な連携を図ることが望まれます。

・ 外部のアドバイザー、協力員、医師、弁護士等の活用は概ね適切ではありますが、さらに日常的に活用できるよう強化することで、より多角的な視点からのソーシャルワークが可能になると考えます。特に、児童精神科医が少なく、連携が難しいことについては、大人の精神科の活用等も含め、県の精神保健医療の課題として検討することが望まれます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	A
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	S
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	A